

平成二十一年五月十二日受領
答弁第三六一号

内閣衆質一七一第三六一号

平成二十一年五月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する
外務省の見解等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する再質問に対する答弁書

一及び四について

外交上の個別のやり取りの詳細については明らかにすることは、先方との関係もあり、差し控えたい。

二について

先の答弁書（平成二十一年四月十七日内閣衆質一七一第二九一号）二から九までについてでお答えしたとおり、外務省として、ロシア側に事実関係を確認したところ、ロシア連邦と中華人民共和国との間で実施されている無査証団体旅行に係る事業に本年四月からサハリン州の複数の旅行会社が参加することになったとの説明を受けたが、御指摘の事実は確認されなかった。

三について

お尋ねの点については、外務省として把握していない。